

民間企業との相互職員研修について

神奈川県内広域水道企業団

1 目的

国際的に水ビジネス市場が拡大する中、日本でも水ビジネスを国家戦略の一つとして位置付ける動きがあります。海外では、民間企業が施設整備部門と運営・維持管理部門が一体となったビジネスモデルを構築していますが、日本では、運営・維持管理部門を市町村などの自治体が統括してきた経緯があり、民間企業に運営・維持管理部門のノウハウが乏しく、ビジネスモデルが構築しにくいという実態があります。

当企業団は、40 年間にわたる大規模水道施設の運営・維持管理の実績と高度な技術・ノウハウを保有していることから、国際的な水ビジネス展開を模索する民間企業に従事する社員を研修生として受け入れ、企業団が持つノウハウ等を供与すると共に、同時に企業団職員が、民間企業が持つ最新技術情報や効率的な経営手法などに接することにより、お互いを補完し合う研修を実施することを目的として、相互研修を実施することいたしました。

2 研修の概要

(1) 研修期間

平成23年10月1日から平成24年3月31日までの6ヶ月間

(対象民間企業との協議によります。)

(2) 形態、対象及び人数

原則として、相互に職員を1名派遣し、研修を受けるものとします。

(3) 研修内容

ア 民間企業からの研修生

原則として、企業団研修職員の配置されていた所属の業務とします。

イ 企業団研修職員

応募企業が応募時に提案する内容によります。

(4) 身分・勤務条件等

ア 身分は、派遣元の身分のままとします。

イ 勤務条件は、原則として派遣先の規定等に基づくものとします。

(5) 守秘義務

派遣先で知り得た極秘情報等に関する守秘義務は、誓約書等を提出することより、厳守するものとします。

3 募集及び選定方法

ホームページ等にて公募し、応募企業が複数となった場合は、選考により相互研修企業を決定します。

4 相互研修企業決定後の企業団内における研修派遣希望職員の庁内募集

相互研修企業決定後、当該民間企業の提示した研修内容を企業団内各所属に周知し、研修派遣希望職員を庁内において募集します。

この際、研修派遣が決定した職員の所属は、原則として、当該民間企業からの民間研修生を受け入れることとします。

5 企業団側の研修受入れ先及び研修内容

企業団における受入れ先及び研修内容は、企業団が研修を受けさせる職員を決定するまで明示できませんので、応募の際はこのことをご了承の上応募してください。

(1) 受入れ先

技術部 ○○○○課・場・所・センター ○○係

【原則として、企業団から派遣する職員の配置されている所属に受入れます。】

(2) 研修内容

受入れ先により異なることとなります。

例) 水道計画業務

浄水場維持管理業務

取水管理事務所維持管理業務

ポンプ場・給水地点維持管理業務 ほか

6 実施スケジュール

民間企業募集期間 平成23年6月21日から平成23年7月8日まで

選考 平成23年7月中旬

庁内募集 平成23年7月中旬から8月中旬まで

相互研修実施決定 平成23年8月下旬

協定書等締結 平成23年9月中旬

相互研修開始 平成23年10月1日

7 問合せ先

神奈川県内広域水道企業団 総務部総務課

総務課長 森屋 剛

〒 241-8525

横浜市旭区矢指町1194番地

電話 045-363-3942

FAX 045-363-1121